

## 配給・海外セールスに関する業務委託契約書ひな型例

●●●●（以下「委任者」という。）と●●●●（以下「受任者」という。）は、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（委任の内容）

委任者は、受任者に対し、委任者の映画の著作物（以下「本映画」という。）について、次の各号の業務（以下「本業務」という。）を委託する。

1. 委任者の指定する国又は地域（以下「対象地域」という。）において、委任者が締結する本映画の上映許諾に関する契約（以下「上映契約」という。）の相手方（以下「上映先」という。）の探索・選定・紹介
2. 対象地域における、前号及び4号の契約に必要な本映画の宣伝・広報
3. 委任者と上映先又はその候補者との間の連絡の伝達及び助言
4. 対象地域における映画祭への応募及び当該映画祭で本映画を上映するために必要な手続・作業
5. その他本件に付随して生じる業務

### 第2条（本映画の特定）

前条記載の本映画は、以下のとおりとする。

作品名：●●●●

監督名：●●●●

### 第3条（本業務の対象地域）

第1条記載の対象地域は、以下の国又は地域とする。

・●●●●

・●●●●

### 第4条（上映契約の相手方の探索等）

- 1 委任者は、受任者に対し、対象地域において、上映契約を締結する相手方を探索又は選定し、これを委任者に紹介する。
- 2 受任者は、委任者の求めに応じて、上映先又はその候補者の情報、上映先候補者から提示された上映許諾に関する契約案の内容その他委任者が上映契約の締結の判断に必要な情報を提供する。

## 第5条（宣伝・広報）

- 1 委任者は、受任者に対し、本映画の宣伝用動画・写真・テキスト・ビジュアル等の第1条2号記載の本業務の遂行に必要な物品を無償で貸与する。
- 2 受任者は、前項の物品を、善良な管理者の注意を持って管理する。
- 3 受任者は、本条1項の物品について、第1条2号記載の本業務の遂行に必要な範囲を超えた一切の使用をしてはならない。
- 4 受任者は、本契約の終了後、委任者の指示に従い、本条1項の物品を全て返還又は廃棄しなければならない。

## 第6条（付随業務）

- 1 受任者は、上映契約締結後、上映先との連絡、本映画の複製物の受け渡し、本映画に関する情報の提供、上映劇場における宣伝・広報用の物品の貸与等、契約に基づく債務として委任者が行う業務を、対象地域において行うものとする。
- 2 受任者は、前項で委任者から預かった物品について、善良な管理者の注意を持って管理する。
- 3 受任者は、本条第1項の物品について、上映契約に必要な範囲を超えた一切の使用をしてはならない。
- 4 受任者は、本契約の終了後、委任者の指示に従い、本条1項の物品を全て返還又は廃棄しなければならない。

## 第7条（報告業務）

受任者は、委任者に対し、委任者の求めに応じて、本業務の遂行状況について報告を行うものとする。

## 第8条（報酬）

- 1 委任者は、受任者に対し、以下の計算に従い、報酬を支払うものとする。

【配給に関する報酬(歩合)：上映契約に基づき委任者が得た分配金の●%相当額（消費税別途）

配給に関する報酬（固定）：●円（消費税別途）】

【映画祭の賞金に関する報酬（歩合）：委任者が得た賞金の●%相当額（消費税別途）

映画祭の賞金に関する報酬（固定）：●円（消費税別途）】

【※上映契約に基づく分配金、映画祭の賞金についてそれぞれ歩合又は固定かを選択して残った一方を削除する。】

【2 委任者は、受任者に対し、上映契約に基づく分配金又は賞金を受領した日の属する月の末日限り、前項の報酬金額及びその明細を送付し、翌月末日までに、受任者の指定する口

座に振り込む方法で前項の報酬を支払う。振り込み手数料は委任者の負担とする。】

【2 委任者は、受任者に対し【●●●●年●●月●●日までに・上映契約の終了日の属する月の末日までに、受任者の指定する口座に振り込む方法で前項の報酬を支払う。振り込み手数料は委任者の負担とする。】

【※本条1項の報酬形態も踏まえ、一方を選択して残った方を削除する。】

## 第9条（実費・経費）

本業務の遂行に支出した費用（以下の項目を含むが、これに限られない。）は、受任者の負担とする。

【・対象地域への交通費

- ・対象地域における宿泊費
- ・上映素材作成費（DCP、フィルム等）
- ・Web サイト制作費
- ・メインビジュアル制作費
- ・ポスター・フライヤーデザインの制作
- ・パンフレット制作費
- ・広報物の印刷代
- ・宣伝用コメントおよび寄稿文等に係る費用
- ・試写会の実施経費
- ・パブリシティ費（新聞や雑誌等における映画情報の掲載）
- ・SNS 宣伝および運用経費
- ・本映画の外国語字幕の作成費
- ・本業務関連資料の翻訳費】

※上記以外にも、契約締結時点で特定可能な項目があれば適宜加除修正を加える。

## 第10条（契約期間）

- 1 本契約の契約期間は、●●●●年●●月●●日から●●●●年●●月●●日までとする。
- 2 前項にかかわらず、契約満了日の1ヶ月前までに、当事者の一方が契約を更新しない旨の書面（電子メール等の電子的方法によるものを含む。）の通知を送付しない限り、本契約期間は、3ヶ月間自動的に延長されるものとし、以後、同様とする。
- 3 本契約の終了後も、本契約に基づき締結された上映契約が存続する場合、当該上映契約が終了するまでは、当事者はなお本契約が継続する。
- 4 本契約の終了後も、第5条2項から同条4項、第6条2項から同条4項、第7条、第8条、第11条、第12条、第14条、第15条2項、第16条から第18条については、有効に存続する。

### 第11条（知的財産権）

委任者及び受任者は、本映画及び本映画の広報・宣伝用の素材に存する著作権・商標権・特許権その他の知的財産権が、全て委任者又は委任者が指定する者に帰属することを相互に確認する。

### 第12条（譲渡禁止）

委任者及び受任者は、相手方の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

### 第13条（不可抗力による債務不履行）

1 感染症の流行、台風、地震等の天災など当事者双方の責めに帰することができない事由により、本映画の上映が中止・延期となったときは、委任者は、本契約に基づく報酬の支払いを拒むことができる。

2 前項にかかわらず、本映画の上映を行った期間がある場合、委任者は、受任者に対し、第8条の上映契約に関する報酬が固定報酬の場合には、上映契約に基づく上映期間に対して占める実際の上映期間の割合に応じて、同報酬が歩合による場合には、第8条の規定に応じて、報酬を支払うものとする。

3 第1項にかかわらず、委任者が映画祭の賞金を得た場合、委任者は受任者に対し、第8条の規定に従い報酬を支払うものとする。

### 第14条（秘密保持）

1 委任者及び受任者は、本契約により知り得た相手方の業務上の秘密（個人情報を含む。）を、秘密として取扱い、本契約の遂行以外の目的に使用してはならず、第三者に開示又は漏洩（ソーシャルメディアにおける情報開示及び漏洩行為を含む一切の行為において）してはならない。万一委任者又は受任者がこれに違反し、相手方が損害を被った場合、相手方に対し、これを賠償する。

2 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については、適用しない。

- (1) 開示を受けたときに既に自己が保有していた情報
- (2) 開示を受けたときに既に公知であった情報
- (3) 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (4) 開示を受けた後、相手方から開示された情報によることなく独自に取得し、又は創出した情報
- (5) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報

3 本条の規定は、本契約の終了後も存続する。

### 第15条（契約の解除・損害賠償）

- 1 委任者及び受任者は、相手方が本契約上の義務の履行を怠った場合、その他本契約に違反した場合、相手方にその是正を求め、相手方が当該是正の求めから7日以内に是正しない場合、本契約を解除することができる。
- 2 前項による解除の有無にかかわらず、委任者及び受任者は、相手方による本契約上の義務の履行、不遵守により被った損害につき、相手方に対して損害賠償請求をすることができる。

### 第16条（反社会的勢力等の排除）

- 1 委任者及び受任者は、現在及び将来にわたり、自己（その役員、従業員、その他所属するスタッフ、クリエイター等を含む）が、暴力団関係者その他の反社会的勢力ではなく、反社会的勢力と何らの関係も有していないこと、暴力的要求、脅迫、その他反社会的行為を行っていないことを保証する。
- 2 委任者及び受任者は、相手方が前項に違反した場合、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。
- 3 委任者及び受任者は、前項に基づく解除の場合、解除された相手方に損害が生じても、これを賠償する一切の責任を負わない。

### 第17条（準拠法）

本契約は、日本法によって解釈されるものとする。

### 第18条（紛争の解決）

- 1 委任者及び受任者は、本契約に関して疑義が生じたときは、必要に応じて第三者が立会いの上、双方誠意をもって協議し、円満な解決を図るものとする。
- 2 前項によっても紛争が解決しない場合、本契約に関する紛争は、●●地方裁判所を、それぞれ第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書を2通作成し、双方署名の上、各1通保有する。

●年●月●日

委任者 （住所）  
（氏名）

受任者（住所）  
（氏名）